

平成 31 年度(2019 年度)高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会負担金交付要綱

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この要綱は、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京 2020 大会開催に伴う、外国人旅行者の受入環境整備の推進及び国際的な観光知名度の向上を図るため、インバウンド事業を行う関東観光広域連携事業推進協議会（以下、「協議会」という。）の構成団体である高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会（以下「連絡会」という。）に対し交付する負担金について、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 条 負担金の執行については、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この負担金については、費用対効果をふまえた効果検証を行うなど、「補助金制度見直し方針」に則り見直しを行うものとする。

（交付対象事業）

第 3 条 負担金の交付対象事業は、連絡会が協議会と連携して実施する、広域観光拠点地区（高尾山・リニア地区）デジタルマーケティング事業とする。

（交付対象経費等）

第 4 条 負担金の交付対象経費は、前条に定める事業実施に伴い連絡会が負担する経費とし、交付額の上限は 5,000,000 円とする。

また、負担割合は 10/10 とする。

（交付申請）

第 5 条 負担金の交付を受けようとする場合は、負担金交付申請書（第 1 号様式）に事業計画書及び収支予算書その他必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条に規定する負担金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認められた場合には負担金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（事業計画の変更）

第 7 条 連絡会は、事業計画の内容を変更しようとするとき（事業の中止を含む。）は、負担金事業等変更申請書（第 3 号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業計画の変更の承認)

第 8 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めた場合には負担金事業等変更承認通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

2 市長は全項の規定による承認をしたときは、負担金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第 9 条 連絡会は、事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は 1 カ月以内に負担金事業等実績報告書（第 5 号様式）に事業報告書及び決算または収支精算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。

(負担金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときはその内容を審査し、事業の成果が負担金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、負担金の額を確定し、負担金確定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(負担金の支払等)

第 11 条 市長は、第 6 条の規定により交付すべき負担金の額を確定したのち、当該負担金を概算払いで支払うものとする。

2 連絡会は、前項の規定により負担金の支払いを受けようとするときは、負担金（概算払）請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 連絡会は、負担金の概算払を受けたときは、第 10 条の規定による負担金の額の確定通知書受領後、負担金精算書（第 8 号様式）を市長に提出し、速やかに負担金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第 12 条 市長は、連絡会が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱または他の法令に違反したとき。

(負担金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。